令和元年度 あさぎり町議会第7回会議会議録(第17号)						
招集年月日	令和元年11月8日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議 令和元年11月8日 午前10時00分 議長 徳永正道					
	散会	令和元年11月8日	午前10時41分	議長	徳 永 正 道	
	議席番号	氏 名		等 子 氏	名	出欠等 の 別
応 (不応) 招議員	1	岩本恭典	9	豊	永 喜 一	\circ
及び出席並びに	2	市岡貴純	0 10	永	井 英 治	\bigcirc
欠席議員	3	難波文美	0 11	皆	越 てる子	0
出 席 15名	4	加賀山 瑞津子	0 12	小見	出 和行	0
欠 席 1名	5	橋 本 誠	0 13	奥	田公人	0
○出席 △ 欠席	6	久 保 尚 人	0 14	溝	口峰男	\circ
× 不 応 招 	7	小 出 高 明	0 15	久保	! 田 久男	\circ
	8	森 岡 勉	0 16	徳	永 正 道	\circ
議事録署名議員	7番 小	出高明	11番 森	岡 5	<u></u> 勉	
出席した議会書記 事務局長 大林弘幸 事務局書記 丸山修一						
	職名	五 氏 名	出欠等 職の別	名 氏	名	出欠等の 別
	町 長	尾鷹一範	〇 教育	長 米	良隆夫	\circ
地方自治法第121	副町長	加藤 弘	〇 教育	課長木	下 尚 宏	0
条により説明のた	総務課長	土肥克也	0			
め出席した者の職	企画財政課 長	 	0			
氏名 出席 〇	農林振興課 長		0			
欠席 ×	建設課長 補 佐	三 四 开 俗 次	0			
	上下水道 課 長		0			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件 別紙のとおり						

議事日程(第1号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第30号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 3 議案第31号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 4 議案第32号 今井公民分館新築工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第33号 永才公民分館新築工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第34号 あさぎり町立小・中学校パソコン教室端末の買入れ契約の締結について
- 日程第 7 議案第35号 有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入れ変更契約の締結について
- 日程第 8 報告第12号 専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告につい て
- 日程第 9 報告第13号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

本日の会議に付した事件

H 111 66	_	^ ** \rangle = 1 \
日程第	7	会議録署名議員の指名について

- 日程第 2 議案第30号 令和元年度あさぎり町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第 3 議案第31号 令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 4 議案第32号 今井公民分館新築工事請負契約の締結について
- 日程第 5 議案第33号 永才公民分館新築工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第34号 あさぎり町立小・中学校パソコン教室端末の買入れ契約の締結について
- 日程第 7 議案第35号 有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入れ変更契約の締結について
- 日程第 8 報告第12号 専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告について
- 日程第 9 報告第13号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について

午前10時 開 会

- ●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。着席ください。
- ◎議長(徳永 正道君) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、令和元年度あさぎり町議会第7回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長(徳永 正道君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則 第124条の規定によって、7番、小出高明議員。8番、森岡勉議員を指名します。

日程第2 議案第30号

- ◎議長(徳永 正道君)日程第2、議案第30号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第8号についてを 議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) おはようございます。議案第30号、令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第8号について提案いたします。令和元年度あさぎり町の一般会計補正予算第8号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ734万3,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億7,809万9,000円とするものでございます。詳細につ きましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたし ます。

- ◎議長(徳永 正道君) 企画財政課長。
- ●企画財政課長(片山 守君) はい、おはようございます。それでは令和元年度あさぎり町一般会計補正予算第8号について説明をいたします。第1条第2項から朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。次に5ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。農業施設整備事業につきまして、限度額を6,130万円から6,310万円に増額するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。次に8ページをお願いいたします。歳入でございます。最上段の目1地方交付税です。今回の補正予算の財源として、普通交付税を充当したものでございます。企画財政課分は以上でございます。
- ◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。
- ●農林振興課長(甲斐 真也君) はい。それでは、農林振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。8ページとなります。4枠目の目3農林水産業債の農業施設整備事業債は、有機センターの改修工事を実施いたしますが、その工事にかかる管理業務を委託するために起債を充てるもので、充当率は95%となっております。続きまして歳出となります。9ページをお願いいたします。上段の枠の目9農業施設管理費、節13委託料の工事監理委託料は、有機センター改修工事に伴う工事監理委託をするもので、今月末に改修工事分と合わせまして入札を予定しているものです。以上で農林振興課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 建設課長補佐。
- ●建設林業課課長補佐(酒井 裕次君) はい、おはようございます。建設課所管分について説明いたします。 8ページをお願いします。歳入でございますが、2枠目の目1農林水産事業費分担金、節3農地等災害復旧費分担金でございます。今年7月の梅雨前線豪雨によりまして発生しました農地と農道の3カ所の災害につきまして、10月に国の災害査定を受けて復旧工事は決まっております。工事実施に伴います受益者分担金を計上するものでございます。次の枠の目6災害復旧費補助金、節1農林水産施設災害復旧費補助金でございます。分担金で説明しました災害復旧工事につきまして、国からの補助金を受け入れるものでございます。 続きまして歳出でございますが、9ページをお願いします。2枠目の目1農地等災害復旧費、節15工事請負費でございます。歳入で説明しました災害復旧工事費を計上するものでございます。以上で建設課所管分の説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) はい、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第30号は原案のとおり可決されました。 日程第3 議案第31号
- ◎議長(徳永 正道君) 日程第3、議案第31号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第3号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第31号、令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第3号について 提案いたします。令和元年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳 入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,000万3,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課 長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 上下水道課長。
- ●上下水道課長(林 敬一君) それでは、令和元年度下水道事業特別会計補正予算第3号について説明させていただきます。第1条第2項から読み上げさせていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。5ページをお願いいたします。歳入でございます。目1繰越金、節1、繰越金100万円でございますが、今回予定をしております公共汚水ます設置工事費につきまして、その財源としまして繰越金を充てるものでございます。6ページをお願いいたします。次に歳出でございます。目4下水道建設費節15工事請負費下水道工事費100万円でございます。今回、免田、吉井区におきまして、住宅新築に伴います公共汚水ます設置を2件申請いただいておりまして、その設置工事費としまして2件分の100万円を追加計上したものでございます。説明は以上でございます。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第31号は原案のとおり可決されました。 日程第4 議案第32号

- ◎議長(徳永 正道君)日程第4、議案第32号、今井公民館新築工事請負契約の締結についてを議題といた します。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第32号、今井公民分館新築工事請負契約の締結について提案いたします。今井公民分館新築工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。令和元年11月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。工事名、今井公民分館新築工事、工事内容、延べ床面積204.86平米、建築面積228.78平米、構造、木造地上1階建て、工事場所、球磨郡あさぎり町上北地内。工事契約5,126万円。契約の相手方、熊本県人吉市西間上町2,479の1、丸昭建設株式会社 代表取締役 松村陽一郎。6契約の内容、指名競争入札。提案理由を申し上げます。今井公民分館新築工事請負契約の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議会提出議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

- ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。
- ●教育課長(木下 尚宏君) それでは、議案第32号の内容につきまして補足説明をさせていただきます。 本件につきましては、入札を令和元年11月1日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。今回の工事につきましては、浄化槽設置工事、空調設備設置工事などを含んだ工事費となっております。本件の工事請負費につきましては、10月11日議会におきまして補正をお願いしたところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行いますがありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(替成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。日程第5 議案第33号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第5、議案第33号、永才公民分館新築工事請負契約の締結についてを議題 とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第33号、永才公民分館新築工事請負契約の締結についてを提案いたします。 永才公民分館新築工事について、次のとおり工事請負契約を締結することとする。令和元年11月8日提出、 あさぎり町長尾鷹一範。工事名、永才公民分館新築工事、2工事内容延べ床面積203.74平米、建築面 積227.43平米、構造、木造地上1階建て、3工事場所、球磨郡あさぎり町免田西地内。4契約金額、 5,302万円。5契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田東3,003の82、有限会社尾方建設、代 表取締役尾方亮三6契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。永才公民分館新築工事請負契約 の締結について、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規 定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては、 担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。
- ●教育課長(木下 尚宏君) 議案第33号の内容につきまして補足説明をさせていただきます。本件につきましては、入札を令和元年11月1日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。今回の工事につきましては空調設備工事、設置工事、旧公民館分館の解体工事などを含んだ工事費となっております。本県の工事請負費につきましては、10月11日議会におきまして補正をお願いしたところでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- ◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第33号は原案のとおり可決されました。
- 日程第6 議案第34号
- ◎議長(徳永 正道君) 日程第6、議案第34号あさぎり町立小中学校パソコン教室端末の入れかえ借入契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 議案第34号あさぎり町立小中学校パソコン教室端末の買い入れ契約の締結について提案いたします。あさぎり町立小中学校パソコン教室端末について、次のとおり契約の締結をすることとする。令和元年11月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。1買い入れ物件、あさぎり町立小中学校パソコン教室端末、内訳タブレット端末173台、教師用ディスプレイ6台、プリンター6台、ノートパソコン充電保管庫10台、ネットワーク機器6校分、授業支援ソフト6校分、教育用統合ソフト6校分、2契約の相手方、熊本県人吉市鶴田町135の2、株式会社OAシステム岩本代表取締役岩本惠子。3契約の内容、指名競争入札。4買い入れ価格、5,4120万円。提案理由を申し上げます。あさぎり町立小中学校パソコン教室端末の買入れについて、あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。
- ●教育課長(木下 尚宏君) 議案第34号の内容につきまして補足説明いたします。本件につきましては、 入札を令和元年11月1日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。今回買入 れ物件の内容につきましては、先ほど提案理由で説明がありました内訳のとおりでございます。なお、本県 の購入費につきましては、9月議会におきまして補正をお願いしたところでございます。以上、補足説明と させていただきます。よろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 皆越議員。
- O議員(11番 皆越 てる子さん) 11番です。改札調書を見てみますと、辞退がですね6社あると思いますけれどもその理由について御説明をお願いしたいと思います。
- ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。
- ●教育課長(木下 尚宏君) はい、指名については指名審査委員会でされたところでございますが、辞退を 出された業者さんについては応札ができないということでの辞退というふうに理解をしているところでござ います。
- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。小見田議員。
- O議員(12番 小見田 和行君) 関連の質問でございますけど、各7社辞退、6社辞退ですかね。指名業者それぞれの理由はお聞きになっておいでですか。辞退理由は。
- ◎議長(徳永 正道君) 教育課長。
- ●教育課長(木下 尚宏君) 教育課のほうでは理由までは聞いておりません。
- ◎議長(徳永 正道君) 小見田議員。
- **○議員(12番 小見田 和行君)** 公平な入札の観点からいきますとこれだけ辞退が多いということに関しては、発注の仕方の問題とか、いろんな問題があるのかなというふうに推察をするわけでございまして、入

札された方より辞退のほうが多いこと自体がですね、やはりそれの原因というのは確かつかんでおく必要があると思うんですけど、ただ応札されないっていうだけの理由だったんでしょうか。

◎議長(徳永 正道君) 教育課長。

- ●教育課長(木下 尚宏君) 応札されない理由というのは、つかんでおりませんけれども、一応仕様書の中にはですね、機器等については同等以上の品であればオーケーということでの仕様書を作成しておりますので、この方々も十分に応札できるというふうに、教育課が考えているところでございます。
- ◎議長(徳永 正道君) いいですか。ほかにございませんか。溝口委員。
- ○議員(14番 溝口 峰男君) 今日は建設課の課長補佐も来ておりますけれども、土木関係でもですねこういった辞退が非常に多いカ所が見受けられてきました。今までも、そして今回も、今年になってこれだけの辞退が出たのは、もう本当に問題があるというふうに思います。そこで、要は業者さんは町からの仕事をいただきたい。指名していただきたいということで指名願を出しておるわけですよね。基本的にはですよ。それを出していながら辞退をするということは本来はあり得ないわけですよね。やはり入札の指名をいただいたならば、意思、参加の意思というのは示さなければならないと私は思うんです。本来は。だから、予定価格も公示されてるわけですから、その金額が合うか合わないか理由がそれぞれあろうとしても、金額は私は入れて参加の意思は示すのが、私は本来の業者さんの役割だというふうに思うわけです。やはりこれはどの業種でも言えることです。やはりそういった指名願を出した上において辞退をするということに対してのペナルティーというのは、私はあってもいいんではないのかなとも考えるんですけれども、そのあたりはどのようにお考えになりますか。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) はい、本日提案しております物品の購入についての入札についてですが、今おっしゃいましたとおり当然入札に付する案件については、指名願いによって提出されている業者の方から指名を行うこととしております。指名願の中で、その工事に、工事であったり物品購入に求められる能力を有している。そこから指名を行うものでございます。結果こういう事態があったというものもあり、過去にもこういう事例はございましたが、現実今の状況では、辞退をされた理由までは伺っておりません。そしてペナルティーを設ける与えるっていうこともしておりません。あくまでも指名、入札につきましては、発注者または入札者対等な立場で行うということで考えております。ですから一つ一つのその辞退の理由を求めることまではしておりませんし、確かに指名入札をするためにその願いを出されるということではございますが、それぞれのやはりその会社、企業での考え方によっての対応だと考えております。現在では辞退の理由を問うこともございませんし、辞退によってのペナルティーをするっていうことも行っていないところでございます。

◎議長(徳永 正道君) 溝口議員。

○議員(14番 溝口 峰男君) 今の状況はそうであるとしても、これがですよ例えば1社しか残らなかったとか、何社残ればほんなら公平公正な入札が行われるのかっていう話なるんですよね。要はこれだけの入札の指名をしとって3社しか残ってなかった。これはほんなら2社だったり、あるいは1社だったりしたときに、いやそれはどういうふうに取り扱いをされるようになってるんですか。私は、ちょっとあの公平公正なやっぱり入札をする上においては、少なくともやっぱり半数以上はですよ入札の参加の意志を金額を示して初めて私は公平公正な競争入札があったというふうに思うんですけれども、そのあたりはどのようにお考えなんですか。

◎議長(徳永 正道君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) 入札におけるその落札者の決定につきましては、当然入札でございますので、

競争の原理が働くことが必要になります。このように辞退が多い場合につきましては、すべてが辞退なら不調に終わるのは当然でございますが、1社しか応札がなかった場合にはその入札は不調というふうに取り扱っております。指名した上で辞退が多く、2社の入札であった場合には、指名したことに加えて、応札が複数あったことから競争の原理が働いたということから、入札につきましては執行できるというふうに取り扱っているところでございます。

◎議長(徳永 正道君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第34号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君)起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号

- ◎議長(徳永 正道君)日程第7、議案第35号、有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入変更契約の 締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 -範君) 議案第35号、有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入れで変更契約の締結について提案いたします。有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入における物品売買契約について次のとおり売買契約を締結することとする。令和元年11月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。1買い入れ物件、有機センター木灰及び堆肥自動包装設備2納入場所、球磨郡あさぎり町有機センター地内。3契約金額、変更前2,890万80円。変更後3,317万80円。今回変更による増額。426万9,280円。4契約の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西2,431、株式会社球磨建機サービス代表取締役、大熊勝人。5契約の方法、指名競争入札。提案理由を申し上げます。令和元年9月5日のあさぎり町議会第5回会議において議決された有機センター木灰及び堆肥自動包装設備の買入について、物品売買変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。これがこの議案を提出する理由であります。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。
- ◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。
- ●農林振興課長(甲斐 真也君) はい。それでは、議案第35号につきまして補足説明いたします。有機センターの堆肥自動包装設備につきましては、8月末に入札を行い、9月5日に借り入れに伴う議会の議決をいただいたところでございますが、有機センター事業者より、既存の包装設備を活用し、木灰用の設備として活用したいとの要望を受けたところであります。そうした中で協議を行い、移設並びに電源設備の経費を追加し、消費税の引き上げ分も合わせまして、増額するものでございます。以上で説明終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- **◎議長(徳永 正道君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第35号を採決し

ます。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(徳永 正道君) 起立多数です。したがって議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第12号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第8、報告第12号、専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 報告第12号、専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和元年11月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。
- ◎議長(徳永 正道君) 農林振興課長。
- ●農林振興課長(甲斐 真也君) はい。次ページをお願いいたします。専決第9号につきまして説明をさせていただきます。有機センターのホイールローダーにつきましては、8月末に入札を終えまして、9月5日に買い入れに伴う議会の議決をいただいたところでございます。このホイールローダーの納品は来年2月を予定しておりまして、消費税の引き上げ分14万5,000円を追加し、変更契約を専決処分したものでございます。以上で説明を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) 報告が終わりました。報告第8号、専決処分した物品売買契約についての議決を一部変更することの報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めますこれで報告を終わります。

日程第9 報告第13号

- ◎議長(徳永 正道君) 日程第9、報告第13号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告 についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。
- ●町長(尾鷹 一範君) 報告第13号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について報告いたします。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。令和元年11月8日提出、あさぎり町長尾鷹一範。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。
- ◎議長(徳永 正道君) 酒井課長補佐。
- ●建設林業課課長補佐(酒井 裕次君) 報告第13号について説明いたします。2ページをお願いいたします。専決第10号、専決処分の根拠につきましては省略させていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し、損害賠償の額を定めることとする。1相手方、記載のとおりでございます。以降につきましては、次のページの資料により説明いたします。1公の施設、場所につきましては、あさぎり町免田西。3,015番7地先の里道でございます。2事故の発生状況、令和元年6月26日、午前7時30分頃、あさぎり町免田西地内の相手方耕作の田の畦畔及び隣接する里道の除草作業中に、草に覆われた里道部の陥没に気づかず足を踏み入れ、膝を挫傷されたものです。3事故の原因、里道に隣接する排水路の水が排水路の裏込め及び里道の土砂を流出させたことにより、里道の一部が陥没していたことです。また、里道部が草に覆われ、陥没した穴を目視することが困難であったことによるものです。4事故の損害額、相手方の治療費及び通院慰謝料、3万5,125円でございます。5事故の責任割合、町60%、相手方40%でございます。6損害賠償額、2万1,075円でございます。損害賠償金は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんされるものでございます。8和解事項、町は相手方に対し、本件

事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び 請求をしないことを誓約し、示談を成立させることとします。なお、示談につきましては、10月15日に 成立しているところでございます。9町の対策、早急に配水路及び里道の除草及び点検を行いまして、陥没 部に土のうを詰め補修を行っております。以上で説明を終わります。

◎議長(徳永 正道君) 報告が終わりました。報告第13号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。
- ◎議長(徳永 正道君) お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎議長(徳永 正道君) 異議なしと認めます。したがって条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。
- ◎議長(徳永 正道君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和元年度あさぎり町議会第7回会議を閉会します。
- ●議会事務局長(大林 弘幸君) 起立願います。礼。

午前10時41分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 2 年 1 月21日

議 長 徳永正道

署名議員 小出高明

署名議員 森岡 勉